

## 1. 平成19年度上半期に締結された契約について

意見・質問	説明・回答
<p>1. 一般競争入札</p> <p>【貨物運送】</p>	
<p>・ 貨物運送という一般的な業務について、応札者が1社しかいなかった理由は何か。</p>	<p>・ 金融庁の業務の性質から、搬送物の運搬にあたっては、施錠可能な密閉型荷台を有する車両を使用し、緊急時にいつでも対応できることを条件とする仕様としている。これらの条件を満たすことができる事業者は、少数と思われ、その結果として応札者が1社にとどまったのではないかと考えられる。</p> <p>・ また、官公庁の入札において、予定価格の規模に応じて入札参加資格の基準が設けられていることも応札者の数に影響しているのではないかと考えられる。</p>
<p>2. 一般競争入札</p> <p>【1.「最適化計画」に基づく業務ポータルサイトに係る機器借入】  【2.「最適化計画」に基づく業務ポータルサイトに係る設計・構築業務】  【3.「最適化計画」に基づく次期ネットワークに係る機器借入】  【4.「最適化計画」に基づく次期ネットワークに係る設計・構築業務】</p>	
<p>・ プロジェクト管理事業者(PJMO)と設計・構築事業者又は機器借入事業者の間に資本関係はないか。</p>	<p>・ 資本関係はない。</p>
<p>・ 今回落札できた会社は、金融庁のネットワークを初めに設計・構築したときの会社であるが、そのことが入札において有利となったことはないか。</p>	<p>・ 旧システムは、金融庁が初めてネットワークを構築した会社の独自のメール機能を使用していたが、今回のシステムの導入に当たっては、多くの事業者が参入できる仕様としているため、特定の事業者により有利となるものではない。</p>
<p>・ 事業者との契約は、成果物の著作権の所在を明確にしている内容となっているか。</p>	<p>・ 契約は、著作権の所在を明確にした内容となっている。</p>
<p>3. 企画競争</p> <p>【国際会計基準審議会等の議論への対応及び付随事務】</p>	

<p>・個別の経費の確認は行っているのか。</p>	<p>・仕様書を金融庁から提示した上で、事業者がそれに見合う企画提案書を提出しており、それに必要な見積もりが行なわれているものと考えている。</p> <p>・契約には精算条項の規定があり、精算時に必要経費を精査することにより、適正な金額が支払われていると考えているが、いずれにしても必要経費について今まで以上に精査してまいりたい。</p>
<p>・契約相手先である財団法人財務会計基準機構の評議委員会、理事会に金融庁の関係者はいるか。</p>	<p>・評議委員会、理事会に金融庁の関係者はいない。</p>
<p>4. 公募</p> <p>【1.金融庁LANシステム等の運用支援業務】  【2.Team WARE Office 200x資産移出ツールの調達】  【3.金融検査監督データシステム運用支援作業】  【4.金融検査監督データシステム様式変更作業】  【5.証券総合システムに係るシステム保守及び支援作業】  【6.インターネット巡廻監視システムに係るシステム保守及び支援作業】  【7.バーゼルⅡ検証システム運用支援及びハードウェア・ソフトウェアの保守】  【8.統合モニタリング・分析システムのハードウェア・ソフトウェアの保守】  【9.統合モニタリング・分析システムの運用支援及び保守】  【10.電子政府系システムの運営支援業務】  【11.電子政府系システムの保守作業】  【12.給与計算システムの改修業務】  【13.資金前渡官吏システムの運用支援及び保守作業】  【14.金融庁ホームページサーバ等の運用管理】  【15.暗号化システムの保守作業】</p>	
<p>・CIO補佐官にはどのような者が就いているのか(情報システムの専門家が配置されているのか)。</p>	<p>・情報システム関係に精通した民間企業出身者である。</p>
<p>・給与計算システム改修業務とはどのようなものか。また、改修費が高すぎるのではないか。</p>	<p>・給与計算システムは、金融庁職員の給与計算を行うシステムであり、人事院勧告等で給与体系テーブルが変更となる場合などに伴い、本情報システムを修正するものである。</p> <p>・府省で業務内容が共通する情報システムについては、経費削減効果を図るため政府全体で業務・システムの見直しを行う「最適化計画」が進められており、人事・給与関係業務についても最適化計画に基づいて情報システムの構築が行われている。今後、現システムでの業務は新システムへ移行していくこととなっている。</p>

<p>・保守または運用支援についての業務は、長期間継続して行うのが好ましく、単年度での契約は非常に不自然である。これらの業務を長期契約に移行する予定はあるか。</p>	<p>・今後、新システムへの更新の時期を捉えて、国庫債務負担行為を活用し、一般競争入札により数年間の長期契約を行う予定としている。なお、特に情報システムに係る事業者の選定で一般競争入札を実施するに当たっては、透明性を確保するために大部の仕様書を作成する必要があり、当庁のリソースが限られていることを踏まえ、段階を踏んで一般競争入札に移行してまいりたい。</p>
<p>5. 公募</p> <p>【タクシーの供給に関する請負】7件</p>	
<p>・タクシーは上限運賃が決まっているだけで、上限運賃の範囲内であれば自由に価格設定できることとなっている。よってより安い契約方法があるのではないか。</p>	<p>・安価な料金のタクシー会社と契約できたとしても、供給台数が少なければ利用したい時に即利用することが出来ないため事務に支障をきたすことになる。現在市中を走行している大部分のタクシーは、認可料金で同一の価格となっているため、金額での競争によらず、公募方式を採用したものである。</p> <p>いずれにしても、タクシー業務を巡る情勢を見つつ、今後公募を実施するに当たってどのような条件を設定するか検討してまいりたい。</p>
<p>・タクシー会社は、同じような条件で応募してくると思うが、その中からどのようにして契約相手を選定するのか。</p>	<p>・公募者が金融庁から提示された一定の条件を全て満たしている場合は、その全ての事業者と契約を行うこととしている。</p>
<p>6. 随意契約</p> <p>【1.ブルームバーグによる情報受信契約】  【2.公的個人認証サービスの利用に係る情報提供手数料】  【3.霞が関WAN利用料金】  【4.有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムの開発(平成19年・第一次)】  【5.有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムの開発(平成19年・第二次)】  【6.有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムの開発(平成19年・第三次)】  【7.有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムの開発(平成19年・第四次)】</p>	
<p>・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムについては、開発(契約)を4回に区分しているが、どのような観点から区分したのか。</p>	<p>・第一次開発は、提出様式が規定されている内閣府令が改正されたことによる開発。第二次開発は、インターネット・エクスペローラ7対応のための開発。第三次開発は、旧システムから新システムへのデータ移行のための開発。第四次開発は、Javaの脆弱性・セキュリティ上の問題点解消のための開発である。</p>